

2018年3月2日
セゾン投信株式会社
代表取締役社長 中野晴啓
フィデューシャリー委員会

当社フィデューシャリー宣言についての考え方と 取り組み状況に関するご報告（臨時報告）

2018年1月より、当社の2つのファンドが、少額投資非課税制度「つみたてNISA」の販売にあたり、「つみたてNISA専用商品」として下記の金融機関（以下、「当該販売委託先」）において取り扱い投資信託となりました。

当臨時報告書は、当社が2015年8月26日に公表・宣言した「フィデューシャリー宣言」（2017年4月25日改定）の観点から、その考え方と取り組み状況についてまとめたものです。

（取り組み状況については2018年2月末現在の記述です。）

【販売委託先金融機関】（50音順）

足利銀行

ふくおかフィナンシャルグループ（福岡銀行、熊本銀行、親和銀行）

横浜銀行

1. 当該販売委託先は、当社株主など当社と利害のある関係者等には当たりません。
（フィデューシャリー宣言 2の（1）関連）
2. 当該販売委託先においては、当社の公表するフィデューシャリー宣言について同意
いただいております。
（フィデューシャリー宣言 2の（3）関連）
3. 当社と当該販売委託先との間には、販売委託業務（セミナー等を含みます。）以外
に特別な関係はありません。
（フィデューシャリー宣言 2の（3）関連）
4. 当社と当該販売委託先との間には、販売委託業務以外の他の取引は行っておりませ
ん。

(フィデューシャリー宣言 2の(4) 関連)

5. 当社は当該販売委託先の当社ファンドの提供に当たっては、双方の提供するサービスレベルは同等と判断いたしました。そのため、当社が運用・販売しております2本のファンドと同一費用のファンドを当該販売委託先に提供することといたしました。

(フィデューシャリー宣言 3の(2) 関連)

6. 当該販売委託先において取り扱う当社の2本のファンドは、当社が直接販売において募集・販売を行っているファンドと全く同一のファンドであり、同一の費用体系であります。

(フィデューシャリー宣言 3の(4) 関連)」

以上

2017年4月28日
セゾン投信株式会社

セゾン投信株式会社は、金融庁が公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」に掲げる7原則すべてを2017年4月25日付で採択いたしました。

そのため、当社フィデューシャリー宣言を同日付で次のとおり改定しております。

なお、当社は、フィデューシャリー宣言に係る取り組み状況を定期的に公表しております。

また、当社は、フィデューシャリー宣言について、フィデューシャリー委員会において定期的にその内容を見直し、必要に応じ改定してまいります。

フィデューシャリー宣言

当社は「お客さまのため」にのみ資産運用を行う者としての
フィデューシャリー・デューティーの遵守をお約束し、以下のことを宣言し、実践いたします。

1. お客さまの最善の利益の追求

- 1) 当社は、生活者の経済的自立のお手伝いをするのが社会的使命と考え、そのために必要な企業文化を構築し、保持いたします。
- 2) 当社は、生活者の経済的自立の実現のためには、長期投資の理念に立脚した資産形成が必要不可欠との考えから、その業務を行ってまいります。
- 3) 販売においては、長期・積立投資を推奨し、短期的投資や乗換投資を推奨することはありません。
- 4) 販売手数料はお客さまの投資効率を悪化させるとの考えから、徴収いたしません。

2. 利益相反行為の回避

- 1) 当社は、株主などの当社と利害のある関係者等との資産運用業務に関連する取引等を一切行いません。
- 2) 当社は、当社ファンドの投資対象を選定するにあたり、当該有価証券の発行者と特別な関係を持ちません。
- 3) 当社は、当社ファンドの募集・販売は直接販売を旨といたしますが、他社に委託する場合には、当社ファンドの販売に関して、この宣言に同意することを条件といたします。また、当社は、販売を委託する会社と特別な関係を持ちません。
- 4) 当社は、当社ファンドの募集・販売を行う販売会社等との間で他の取引を行う場合には、お客さまの利益に合致するものであることを前提といたします。

3. 報酬等の合理性

- 1) 当社は、お客さまの最善の利益を実現するためにのみその資産運用管理業務を行い、そのために合理的に必要な報酬等を受け取ります。
- 2) 当社は、信託報酬率等の費用の決定においては、お客さまに提供するサービスに応じた合理的な報酬率を定めます。同一内容のサービスを提供するお客さまに対して、報酬の請求に関し、異なる取り扱いはいたしません。

- (3) 既存ファンドの信託報酬等についても、適宜その適正性につき、当社の「事業継続性」と「お客さまのコスト低減」とのバランスを図りながら検討を行い、不断の経営努力によりその低減に努めます。
- (4) 当社が他社にファンドの販売を委託する場合の販売会社に対する信託報酬率は、当社が当社の直接販売においてあらかじめ定める信託報酬配分率を、すべての販売会社に対して適用いたします。また、販売手数料を徴収することは認めません。

4. 重要な情報のわかりやすい提供

- (1) 当社ファンドのお客さまのご負担いただく費用、リスク・リターン特性などの基本的なしくみや特徴および運用状況等については、目論見書や運用報告書等の法定開示書類のみならず、当社ウェブサイト・動画・運用報告会などで、お客さまにわかりやすくお伝えいたします。
- (2) コールセンターを設置することで、お客さまのご不明な点に直接お答えできる態勢を整えます。

5. お客さまにふさわしいサービスの提供

- (1) 当社では、お客さまの長期・積立投資にふさわしい商品・サービスのみを提供いたします。
- (2) お客さまが長期資産形成を円滑に行えるように、投資教育に力を注ぎます。

6. 遵守態勢

- (1) 当社が「お客さまのために」のみ資産運用を行う会社であることを、役職員全員がゆるぎない価値観として共有いたします。
- (2) 「お客さまのために」のみ業務を行う者として必要な専門性と倫理観を持った人材を育成し、そうした観点からの適切な人事評価を行います。
- (3) 当社は、この宣言を遵守するためにフィデューシャリー委員会を設置し、遵守状況等について確認するとともに、より良い施策の検討を行います。
- (4) 当社は、この宣言が遵守されているかどうかを監視する独立した内部監査部門を強化し、違反行為の未然防止に努めます。
- (5) 取締役会は、この宣言の遵守状況につき、内部監査部門から定期的に報告を受け、遵守状況を監視・監督いたします。

以上
2015年8月26日制定
2017年4月25日改定

いそがないで歩こう。

